

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	上柳 隆己
登録番号又は法人番号	2 2 4 5 0 0 9 6
所属する単位会	宮崎県行政書士会
事務所名称	上柳隆己行政書士事務所
事務所所在地	宮崎県都城市関之尾町5 1 2 2 番地 4
処分年月日	令和5年12月1日
処分内容（種類）	廃業勧告（会員の権利の停止を含む）
上記処分をした理由	会費滞納による（会則第14条第2項による手続）
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>【宮崎県行政書士会会則第14条】</p> <p>第14条 会長は、正当な理由なく、4期以上の期間、会費を滞納している会員に対して、1ヶ月以内の期限を定めて、会費を納入すべき旨の催告を行うものとする。この催告に要する費用は、被催告者の負担とする。</p> <p>2 前項の規定により催告を行っても、なお定められた期限までに会費の納入が行われない場合には、会長は以下の処分を行うものとする。</p> <p>(1) 個人に対しては、廃業の勧告（会員の権利の停止を含む）</p> <p>(2) 主たる事務所を有する法人会員に対しては、法人の解散の勧告（会員の権利の停止を含む）</p> <p>(3) 従たる事務所のみを有する法人会員に対しては、その事務所の廃止の勧告（会員の権利の停止を含む）</p>